

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)に基づき、支給要件に該当する児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で児童を養育している養育者へ児童扶養手当を支給する。申請は、町村を経由して県に送付され、決定される。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①児童扶養手当の支給に関する事務(法第4条第1項) ②児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第6条) ③児童扶養手当証書に関する事務 ④手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第8条第1項) ⑤未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(法第16条) ⑥届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(法第28条、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条) ⑦資料の提供等の求めに関する事務(法第30条)
③システムの名称	児童扶養手当システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の37の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の57の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第31条 【情報提供】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 ○別表第二主務省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2703)
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども子育て支援課 課長 飯田 隆次	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 伊東 雅人	事後	組織再編・人事異動
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部こども子育て支援課	大分県福祉保健部こども・家庭支援課	事後	組織再編
平成28年12月1日	4－②法令上の根拠	別表第二主務省令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 ※番号法別表第二の13の項、30の項、47の項、116の項にかかる主務省令は未制定	別表第二主務省令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 ※番号法別表第二の30の項、47の項にかかる主務省令は未制定	事後	別表第二主務省令の改正
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 伊東 雅人	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 大戸 英輔	事後	人事異動
平成31年4月26日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 大戸 英輔	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 藤丸 邦彦	事後	人事異動
令和1年6月25日	新様式への変更		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I－3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の4 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の9 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第20項及び第5条19項 ○児童扶養手当法施行規則第1条、第2条、第3条の2	削除	事後	
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	I－5－②所属長の役職名	課長 藤丸 邦彦	課長	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和5年5月30日	IV－6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	